

写

議案第三号

公營三朝ユースホステル使用条例の一部改正について

次のとおり公營三朝ユースホステル使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を  
求める。

昭和五十年一月十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年一月十六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

公営三朝ユースホステル使用条例の一部を改正する条例

公営三朝ユースホステル使用条例（昭和三十八年三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表一を次のように改める。

別表一（第四条関係）

区分	単位	一人につき	備考
宿泊料	泊	500円 600円 800円	中学生以下 高校生以上
朝食料	食	300円	
夕食料	食	400円	
昼食料	食	300円	
自飲料	回	300円	
スリーピングシート使用料	三泊以内	100円	
集会室使用料	日	200円	
暖房料	泊	1000円	

備考  
 1 暖房料は、十一月二日から三月三十一日までとする。  
 2 集会室の暖房料は、一人三十円とする

別表二中「別表二」を「別表二（第四条関係）」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十年一月一日から施行する。